

昭和二十三年五月十九日提出
質 問 第 七 号

農業会従業員の退職金、諸手当、貸銀に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十三年五月十九日

提出者 山 口 武 秀

農業会従業員の退職金、諸手当、賃銀に関する質問主意書

一、既に五月十七日政府の責任において農政局長が全日本農業団体従業員組合と確約せる事項は政府の責任において実質的に実行すべきものと思うが如何。

二、政府は従業員組合の要求が正当なるものであることを承認しているが、これは日本政府の責任において名目の如何にかかわらず実質的に実施すべきものと思うがこの点如何。

三、農業会と従業員組合との間に労働組合法に基いて締結された団体交渉(労働協約)の結果は法律の完全実施の立場から拘束せざることを至当と思うがこの点如何。

四、農業会の資産処分に関する政府の認可方針と従業員の退職金、諸手当、賃銀等に対する認可方針とは明確に区別すべきものと思うが如何。

五、本年二月十日波多野前農林大臣は全日本農業団体従業員組合に対し正式に文書を以て団体協約の結果を認めるといふ確答を與えているが、これは五月十七日政府と前記組合との間に交わされた確認書にお

いて再確認されているものと解するがこの点如何。

六、従業員に対する正規の賃銀、諸手当を制限する場合は政府の知らざるうちにかえつて不当なる方法を以て農業会の資産が処分される危惧が充分あるが、この点に関する政府の考え方及び対策如何。

右質問する。